

神奈川県地方創生推進会議設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県における地方創生にあたり広く関係者の意見を反映させるため、神奈川県地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の企画・推進に関すること。
- (2) 神奈川県人口ビジョンに関すること。
- (3) その他、神奈川県における地方創生に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、産業・経済、市町村、大学・研究機関、金融機関、労働、言論・メディア等にかかる委員及び公募委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、推進会議発足時の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長を置き、互選により選出する。

- 2 推進会議に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長に事故がある時は副座長がその職務を代行する。

(部会)

第6条 推進会議は、その所掌事項にかかる専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策局政策部総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。